和解について

東京高等裁判所令和2年(ネ)第2798号「けやき通り」貫通道路の建設 差止・供用禁止請求控訴事件について、次のとおり和解する。

令和3年12月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 事件の概要

市が計画する「新松戸七丁目道路ネットワーク整備事業」による新松戸け やき通り貫通道路の建設工事に関し、当該道路が建設・供用開始されれば、 けやき通りの交通量が増加し、相手方の人格権等が侵害されるとして、当該 道路の建設差止を求めるもの

2 和解の要旨

- (1) 市は、新松戸七丁目道路ネットワーク事業の完成に伴う安全対策について、地域住民を代表する者ら(相手方を含む。)と市が参加する協議の場である「協議会」を設けることとする。「協議会」の設立及び運営等詳細については、和解成立後、相手方と市とで協議し、定めることとする。
- (2) 市は、次に掲げる安全対策に関する事項について、「協議会」において、 要望等の前提となる「地域住民の総意」を確認した上で、住民の要望と共 に、千葉県公安委員会に要望することとする。
 - ア 市道1地区826号道路と神明堀架橋部分の一方通行化

- イ 信号機・横断歩道の設置
- ウ きょうちくとう通りから神明堀までの全ての区域(けやき通りそのものも含む。) におけるゾーン30の設定
- エ オービスの設置
- オ 大型車両の通行規制やその交通標識の設置
- (3) 市は、欅通り橋から神明堀までの区間について、架橋工事に合わせて高機能舗装工事を実施することとする。
- (4) 市は、バス通り交差点からこぶし公園交差点までの区間については、車 道幅員を絞り、こぶし公園交差点から神明堀までの区間については、歩道 幅員を拡幅し車道幅員を絞り、他の道路に交通量の分散化を図ることとす る。また、神明堀架橋交差点部をカラー舗装とし、運転手への視覚的対策 を施すこととする。
- (5) 市は、欅通り橋から神明堀までの区間について、けやき通りの交通動向 や「協議会」における地域住民の要望等を踏まえ、車のスピードが出ない ような措置をすることとする。
- (6) 市は、効果の検証手段として、交通量調査の方法、頻度、期間について 総合的に検討していくこととし、検証及び検討の結果については、「協議 会」にて報告するとともに、市民に公開することとする。
- (7) 上記の施策が実施された場合において、その後十分な効果がないと認められるときは、市は、さらに有効な規制手段について、千葉県公安委員会に、市・公安委員会(警察)・地域住民で「協議する場を持つよう」働きかけることとする。
- (8) 市は、(2)ウの全域に「ゾーン30」が設定された場合は、その旨をカーナビゲーションシステムを提供する民間事業者に伝えることとする。
- (9) 市は、けやきの保全と景観保全については最善を尽くすこととする。
- (10) 市は、電線地中化について、市全域の無電柱化推進計画において、こぶし公園交差点から神明堀までの区間についても、その位置づけを検討していくこととする。

- (11) 市は、現時点では道路幅を拡幅する計画はないことを表明する。また、 将来、道路幅の拡幅を計画する場合は沿線住民と協議する。
- (12) 市は、相手方のうち工事施工に伴う補償対象者(以下「補償対象者」という。)の敷地内について、「道路工事と一体的に行うことができる部分」は、できる限り補償工事を直接施工することとし、その他の具体的要望については、補償基準等の範囲内において、丁寧に対応していくこととする。
- (13) 補償対象者は、裁判終結(和解成立)後、補償のための物件調査等に協力し、補償交渉に応じることとする。
- (14) 相手方は、神明堀の架橋工事及び供用開始を妨げないこととする。
- (15) 相手方は本件訴えを取下げ、市は同取下げに同意する。
- (16) 相手方及び市は、相手方及び市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (17) 訴訟費用は、第1、2審を通じ各自の負担とする。

提 案 理 由

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。